

特記仕様書（機械除草）

第1条 安全教育等

1. 本工事の施工に際し、現場に即した安全訓練等について、工事着手後、原則として作業員全員の参加により一月当り半日以上時間を割り当て下記の項目から実施内容を選択し安全訓練等を実施するものとする。
 - ① 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - ② 本工事内容等の周知徹底
 - ③ 土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
 - ④ 本工事における災害対策訓練
 - ⑤ 本工事現場内で予想される事故対策
 - ⑥ その他、安全衛生教育として必要な事項
2. 「安全訓練等実施報告書」により、安全・衛生に関する研修訓練等とわかる写真・実施日、参加者（現場責任者含む）等必要事項を記入のうえ提出すること。

第2条 工程等

1. 工事内容は、工区内の除草であり、工事実施期間については、下記の期間とする。
 - (1) 12月20日までに除草作業を終えなければならない。

第3条 施工管理等

1. 工事写真は、同一箇所施工前・施工状況・施工後を対比させて添付し、各回20箇所程度とすること（小規模工事についてはこの限りではない）。
2. 各回除草・集草完了後は、速やかに積込運搬を開始すること。
3. 草木類の運搬については、シート被覆等の処置を実施し、草木類の飛散防止を徹底させること。
4. 各除草完了時には、出来形管理図を作成し、監督員の検査立会を受けること。
5. 受注者は、除草作業中には歩行者及び通行車両等の安全対策を行うものとする。
6. 本業務においては、飛び石防護費を計上している。草刈作業時（機械刈り取り）には、必ず飛び石防護の処置を行うこと。

第4条 草木類の搬出等

1. 草木類の運搬については、元請けが行う場合は業許可が不要であるが、下請け（再委託）する場合は下請け業者に業許可等（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条1項一般廃棄物の集積運搬業の許可）が必要であるので、運搬業下請時には監督員と協議し承諾を得ること。
2. 草木類は、除草後に仮置きし1週間ほど乾燥させるものとする。
3. 草木類の搬出については、次に掲げる場所へ搬出（処理）を予定している。その他の施設に搬出する場合、監督員と協議し承諾を得ること。
 - (刈草) 有限会社リフレッシュ阿南 日和佐工場
 - (伐木) 有限会社青藍
4. 草木の処分が完了した場合には、処分を確認できる書類及び写真にて監督員に提出しなければならない。
5. 草木類の取り扱いについては、上記法律等関係法令を厳守すること。

第5条 交通誘導警備員

1. 交通誘導警備員とは、警備業法（昭和47年法律第117号 一部改正平成16年法律第50号）第4条による認定を受けた警備業者で、交通誘導業務に従事する者のことであり、本工事においては延べ人数32人を見込んでいる。
2. 受注者は「交通誘導警備員勤務実績表」を作成し、勤務実績が確認できる資料（勤務伝票）とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。

第6条 施工時期及び施工時間の変更

1. 受注者は、設計図書に施工時間が定められている場合で、その時間を変更する必要がある場合は、あらかじめ監督員と協議するものとする。
2. 受注者は、設計図書に施工時間が定められていない場合で、官公庁の休日又は夜間に作業を行う場合は、事前に理由を付した書面を監督員に提出しなければならない。
3. 受注者は、休日又は夜間に作業を行う場合は、事故等発生時連絡者届出書（様式ー1）を作業を行う前日までに監督員に提出しなければならない。

第7条 安全対策等

1. 受注者は、飛散防止が必要な箇所では、以下のいずれかの飛散防止対策を実施しなければならない。
 - ①飛散の少ないバリカン式又は低速回転二枚刃式の草刈機を使用
 - ②ベニヤ板、飛散防止用ネット等の防護材を使用
 - ・草刈機の刃先と防護材との間隔を詰め、防護材を草刈機に追従させる。
 - ・歩道の縁石際など、草刈機の刃先と防護材との間隔が詰められない箇所は、幅の広い防護材を使用する
2. 受注者は、実施する飛散防止対策について、着手前に書面により、監督員に提出し、確認を受けなければならない。

(様式-1)

事故等発生時連絡者届出書

平成 年 月 日

南部総合県民局長 殿

代表者 住 所
商号又は名称
代 表 者

印

- 1 工事(業務)名等 R〇波土 〇〇〇〇〇業務
2 路 線 名 等 〇〇〇〇線
3 工事(業務)箇所 〇〇郡〇〇町〇〇

上記工事の休日・夜間等における事故発生時の連絡者について、次のとおり届け出します。
なお、連絡者に変更が生じた場合には、遅滞なく届け出します。

	連絡する者の所属・役職	連絡する者の名前	電話番号
1			
2			
3			

※3名まで届け出可

<遵守事項>

- ①公用携帯電話への発信は、県の休日・時間外に不測の事態が現場で発生した時に限ること。
- ②届け出た3人以外には、公用携帯電話の番号を知らせないこと。
- ③携帯電話等へ登録した公用携帯電話の番号は、工事又は業務が完了次第（下請負者の主任技術者等にあつては、該当作業が完了次第）速やかに削除すること。